弥富市教育大綱

心豊かで文化を育む人づくりのまち

令和6年3月

弥 富 市

弥富市の教育・文化に関する基本方針

弥富市の目指す姿

知

・学ぶ意欲を高め、主体的に判断、 行動できる確かな学力を養う。

徳

・自他を大切にし、他者と共によりよく 生きる豊かな心を育む。

体

・心身ともに健康で、たくましく生きる力を養う。

基本理念

「心豊かで文化を育む人づくりのまち」の実現に向けて、「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」の育成を弥富市教育大綱の目指す姿とします。

学校教育においては、主体的・対話的で深い学びを実現することで、確かな学力と 道徳的心情の育成、社会に参画する能力の育成を図ります。また、安全安心で社会 の情報化・グローバル化に対応できる学習環境整備に努め、地域に信頼される開か れた学校を実現していきます。

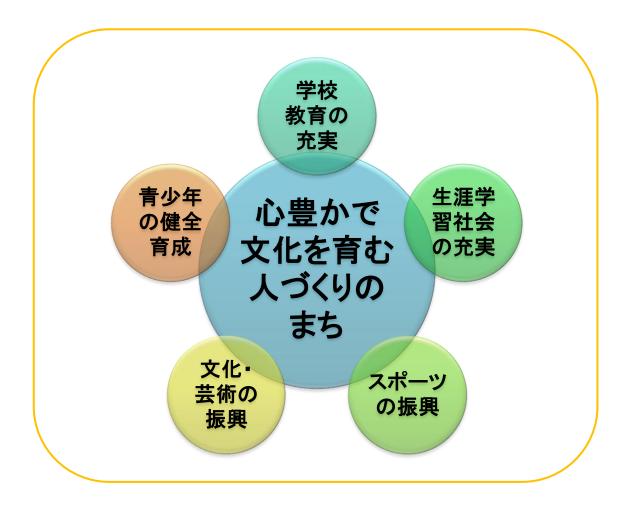
生涯学習ではスポーツの振興と文化・芸術の振興を図り、市民の体力向上や健康 づくり、伝統文化の継承と充実に努め、明日の本市を担う人材の育成と特色ある文 化のまちづくりをリードする取組を重点的に推進します。

大綱の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げて教育・スポーツ・文化等の振興を 図ります。



1 学校教育の充実

めざす児童生徒像を「一人一人が輝き、よく学び心豊かでたくましい弥富の子」とし、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を育む特色ある教育や、悩み事等を相談できる体制の一層の充実、家庭・地域・学校が一体となって、子どもの安全が一層保たれた環境、信頼と魅力ある地域に開かれた学校づくりを進め、また体験学習を重視し、命の尊さを理解し、平和と人権を尊重する豊かな心を育てます。

2 生涯学習社会の充実

誰もが生涯にわたって主体的に学び続け、その成果がまちづくりに活かされる生涯

学習社会の形成に向け、市民の参画に基づく生涯学習推進計画を策定し、総合的な指針づくりのもと、学習環境の整備を進めます。

3 スポーツの振興

スポーツは、心身の健全な発育・発達に必要不可欠なものであり、誰もが気軽にスポーツや運動に楽しく接することができる環境や、各種スポーツ団体との連携により、市民が主体的かつ継続的に参加できる仕組みや環境を整えていきます。

4 文化・芸術の振興

市の歴史文化を発信する拠点として、歴史民俗資料館が有効に利用され、また市文化協会や弥富ふるさとガイドボランティアによる普及事業への協力や、文化財保存会による伝統文化の保存伝承活動への協力により、歴史文化に対する関心と地域への理解を深めていきます。

5 青少年の健全育成

未来を担う子どもたちが健やかに育成されるよう、全市的な体制の充実のもと、健全育成活動を積極的に推進します。また、文化財保存会伝承活動など地域との協働で行う教室・講座の開催を図るとともに、放課後の子どもの見守りと居場所づくりを進めます。

弥富市長 安藤正明

教育大綱の策定に関する関係法令条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを 公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、または執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

〇 教育基本法

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要 な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しな ければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。